

八王子市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八王子市内の各地域ごとの需要に応じ、住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、その他旅客による住民の利便を増進し、各地域の実情に即した旅客輸送を実現するため、八王子市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、東京都八王子市元本郷町三丁目24番1号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (5) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 地域循環バス等、地域の実情に即した輸送サービスに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、委員の中から、これを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は次に掲げる者とする。

- (1) 八王子市長またはその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 住民又は旅客
- (4) 関東運輸局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 学識経験者その他交通会議が必要と認める者

- (7) 交通管理者
 - (8) 道路管理者
 - (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 前項第3号により任命される委員のうち、市民公募委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、審議内容が、「会議の公開に関する指針（平成13年2月5日市長決裁）」第5に規定する非公開事項に該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、都市計画部交通企画課及び道路交通部交通事業課に置く。
- 3 事務局に事務局長、副事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 5 地域公共交通に関する相談等に対応するため、以下の連絡窓口を定めるものとする。

(八王子市地域公共交通に関わる相談窓口)
八王子市都市計画部交通企画課 (計画・企画に関する相談)
連絡先：TEL 042-620-7303
FAX 042-627-5915
八王子市道路交通部交通事業課 (はちバス等事業に関する相談)
連絡先：TEL 042-620-7432
FAX 042-626-3137

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を1名置く。

- 2 協議会の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。
- 3 監査の方法及び手続等については、八王子市の例により行うものとする。
- 4 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年2月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年5月18日から施行する。

八王子市地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八王子市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、八王子市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、国からの補助金、都からの補助金、八王子市からの負担金及び補助金、事業者からの負担金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調整し、年度開始前又は、年度初回の協議会に諮るものとする。

ただし、歳入・歳出予算がない年度については、予算の調整及び、協議会に諮ることを省略することができる。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに八王子市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2を変更することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、会長の決定によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該会計年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。
(収入及び支出の手續)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續きは、八王子市の例により行うものとする。

- 2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算整理簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

ただし、歳入・歳出ともなかった年度については、決算の調整及び、協議会の承認を得ることを省略することができる。

- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第13条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに八王子市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」に、読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の区分

大		中		小	
1	国庫補助金	1	補助金	1	補助金
2	都補助金	1	補助金	1	補助金
3	市負担金	1	負担金	1	負担金
4	市補助金	1	補助金	1	補助金
5	事業者負担金	1	負担金	1	負担金
6	繰越金	1	繰越金	1	繰越金
7	諸収入	1	諸収入	1	雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の区分

大		中		小	
1	運営費	1	会議費	1	会議費
		2	事務費	1	事務費
2	事業費	1	事業費	1	事業費
3	事業費補助金	1	事業費補助金	1	事業費補助金
4	予備費	1	予備費	1	予備費

八王子市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、八王子市地域公共交通活性化協議会規約第11条の規定に基づき、八王子市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、都市計画部交通企画課長をもって充てる。
- 3 副事務局長は、道路交通部交通事業課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、都市計画部交通企画課及び道路事業部交通事業課職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長及び副事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、八王子市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、八王子市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月18日から施行する。

別表 (第6条関係)

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
八王子市地域公共交通活性化協議 会長印	八王子市 地域公共 交通活性化 協議会長印	てん書	正方形 21	会長名をも って発する 文書	1	事務局長